

## 山口市福祉タクシー料金助成事業要綱

### (目的)

第1条 この事業は、障がい者が、市長と協定を結ぶタクシー会社、又は市長と協定を結ぶ組合等に属するタクシー会社が運行するタクシー（以下、「事業者」という。）を利用する場合、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の拡大を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 障がい者 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障がい者」という。）、「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」により示される「療育手帳制度要綱」に定める療育手帳の所持者（以下、「知的障がい者」という。）、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条により交付される精神障害者保健福祉手帳の所持者（以下「精神障がい者」という。）。

(2) タクシー会社 一般乗用旅客自動車運送事業を営む者

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、山口市に住民登録を有する障がい者とする。

### (交付)

第4条 市長は、対象者から適切な申し出があったとき、山口市福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を交付する。

2 前項の規定により、利用券の交付を受けた対象者、又はその代理人は、山口市福祉タクシー利用券受領書（様式第1号）に必要事項を記載しなくてはならない。

### (交付枚数)

第5条 利用券の年間交付枚数、及び対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 80枚 対象者の内、1級から3級の身体障害者手帳を所持する身体障がい者及びA判定の療育手帳を所持する知的障がい者、並びに1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障がい者。

(2) 40枚 対象者の内、4級から6級の身体障害者手帳を所持する身体障がい者及びB判定の療育手帳を所持する知的障がい者、並びに2級から3級の精神

障害者保健福祉手帳を所持する精神障がい者。

- 2 対象者が複数の障がいを持つ場合、最も重度である障がいにかかる手帳について、前項の規定を適用する。

(追加交付)

第6条 市長は、対象者の内、次の各号に掲げる要件に該当する者に、通院用として、別表1及び別表2に示すとおり、通院回数に応じた枚数の利用券を追加交付することができる。(山口市阿東地域人工透析者通院助成事業要綱の対象者を除く)

- (1) 身体障害者手帳に「じん臓機能障害」の記載があること。
- (2) 人工透析のために通院し、通院証明書(様式第2号)による医療機関の証明があること。
- (3) 自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)の減免を受けていないこと。
- (4) 当該年度の住民税が非課税であること。

(助成)

第7条 前2条の規定により利用券の交付を受けた対象者は、1回の乗車につき1枚の利用券を、事業者に提出することができる。ただし、乗車料金が1,000円を超える毎に利用券1枚を追加し提出することが可能とする。利用券の提出、及び身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者福祉手帳の提示を受けた事業者は、運賃の内、利用券1枚につき300円を減額した金額を対象者に請求し、対象者はこれを支払う。

- 2 事業者、又は事業者の属する組合等は、前項の規定により減額した額に相当する金額を、市長に請求することができる。

(返還)

第8条 対象者が第3条に規定する要件を満たさなくなったとき、あるいは第5条第1号の対象者が同条第2号の対象者となったとき、対象者、又はその代理人は、既に交付を受けている利用券の内、規定の枚数を越える枚数の利用券を市長に返還しなければならない。

(譲渡の禁止)

第9条 利用券の交付を受けた対象者は、その利用券を他人に譲渡してはならない。

(再交付)

第10条 利用券の再交付は、原則行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、未使用分の利用券を再交付するものとする。

(1) 汚損、破損等により使用が困難と認められる場合

(2) 災害、盗難等により滅失又は紛失した場合

(3) その他市長がやむを得ないと認めた場合

2 利用券の再交付を受けようとする者は、山口市福祉タクシー券再交付申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査の上、再交付の必要を認めた者について、利用券を交付する。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により本要綱による助成を受けた者がいるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 山口市阿東地域障害者タクシー等料金助成事業は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの要件を全て満たす者

通院用として一年間に追加交付できる枚数

	週 2 回通院する 証明がある者	週 3 回通院する 証明がある者
第 5 条第 1 項第 1 号に 該当する者	80 枚	160 枚
第 5 条第 1 項第 2 号に 該当する者	40 枚	80 枚

別表 2（第 6 条関係）

第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの要件を全て満たす者

通院用として一年間に追加交付できる枚数

	週 2 回通院する 証明がある者	週 3 回通院する 証明がある者
第 5 条第 1 項第 1 号に 該当する者	240 枚	400 枚
第 5 条第 1 項第 2 号に 該当する者	120 枚	200 枚

様式第1号（第4条関係）

## 山口市福祉タクシー利用券受領書

### 1 対象者

氏名		生年月日	年 月 日
住所			
身体障害者手帳	等級 級	第	号
療育手帳	A・B	第	号
精神保健福祉手帳	等級 級	第	号
山口市おでかけサポートタクシー利用券	<input type="checkbox"/> 受給していない ※受給している場合 <input type="checkbox"/> 返却済み <input type="checkbox"/> 全て使用		
山口市グループタクシー利用券	<input type="checkbox"/> 受給していない		

※山口市グループタクシー利用券を受給された場合は、山口市福祉タクシー利用券は受給できません。

上記対象者の山口市福祉タクシー利用券を受領しました。

年 月 日

山口市長 様

受領者

氏名

電話番号 ( ) -

※ 対象者本人が受領される場合、以下の記載は不要です。

住所

続柄

### 市役所記入欄

利用券種別	一般用 ・ 通院用 ( ) 冊
利用券番号	
※じん臓機能障害の場合 通院証明書 無・有 (週 ) / 自動車税減免 有・無	
受付	山口総合支所・( ) 総合支所・( ) 地域交流センター
身元確認 (本人/代理人)	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 住基カード (写真有) <input type="checkbox"/> 社員証 (写真有) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	※上記のものがない場合は下記のものでも可 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 住基カード (写真無) <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他 ( )

様式第2号（第6条関係）

通院証明書（じん臓機能障害者用）

下記の内容により、人工透析のため通院していることを証明します。

年 月 日

医療機関名

所在地

医師名

（自筆による署名又は記名押印）

患者	住所			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日		
通院回数	週 回			
備考				

山口市福祉タクシー利用券 再交付申請書

	申請日 年 月 日	
山口市長 様		
次の理由により、山口市福祉タクシー利用券の再交付を申請します。		
<p>1 汚損、破損</p> <p>2 災害、盗難等による滅失又は紛失</p> <p>3 その他</p>		
申請者	住所	〒 —
	氏名	
	電話番号	— —
対象者 (利用者)	住所	〒 — 山口市 <span style="float: right; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px;">同上</span>
	氏名	<span style="float: right; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px;">同上</span>
	生年月日	年 月 日
利用者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族（対象者との続柄： ） <input type="checkbox"/> その他（対象者との関係： ）	

※市役所記入欄

受 付	山口総合支所・( ) 総合支所・( ) 地域交流センター
再交付日	年 月 日
利用券番号	(前回利用券番号： _____)
再交付枚数	枚 ( 枚 - 使用済枚数 _____ 枚)
身元確認 (本人/代理人)	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 住基カード(写真有) <input type="checkbox"/> 社員証(写真有) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	※上記のものがない場合は下記のものでも可 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 住基カード(写真無) <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他 ( )